

平成19年度 第9回

青梅市教育委員会定例会会議録

日時 平成19年10月4日(木)午後1時30分  
場所 青梅市教育センター会議室

## 第9回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成19年10月4日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 委員長報告
  - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議

議案第13号 青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について  
議案第14号 教育長の任命について[追加議案]  
議案第15号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について[追加議案]  
議案第16号 青梅市教育委員会職員の人事異動について[追加議案]
- 6 青梅市教育委員会委員長選挙
- 7 青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙
- 8 委員長閉議および閉会宣言

### 教育長報告（再掲）

- 1 議会報告
- 2 青梅市小・中学校一貫教育検討委員会設置要項について（教育指導担当）
- 3 青梅市学校給食費徴収金口座振替手数料交付金交付要綱および学校給食費徴収金口座振替手数料取扱要領の一部改正について（学校給食センター）
- 4 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について（体育課）
- 5 諸報告
  - (1) 委員会等会議録
    - ア 社会教育委員会議会議録（社会教育課）
    - イ 青梅市民会館運営審議会会議録（青梅市民センター）
  - (2) 事業等実施予定
    - ア 青梅子ども読書活動推進事業講演会について（中央図書館管理課）
    - イ 第17回西多摩地域広域行政圏体育大会の実施について（体育課）
  - (3) 事業等実施結果
    - ア 教育委員会後援名義使用承認結果について
    - イ 平成19年度市営プールの開場結果について（体育課、梅郷、沢井）

協議事項（再掲）

- 1 成木地区学校教育在り方懇談会設置要綱の制定について（総務課）
- 2 青梅市図書館条例の一部改正について（中央図書館管理課）
- 3 青梅市教育委員会処務規則の一部改正について（総務課）[追加協議]

出席委員	教育委員会委員長	阿部郁子
	教育委員会委員	買手屋仁
	教育委員会委員	松永勇
	教育委員会委員	小野具彦
	教育委員会委員	小池誠

出席説明員	教育長（再掲）	小池誠
	学校教育部長	山崎雄一
	社会教育部長	新井光昭
	総務課長	清水宏
	施設課長	大越久雄
	指導室長	宇田剛
	教育指導担当主幹	船山徹
	給食センター所長	市川民夫
	社会教育課長	山下正義
	郷土博物館管理課長	久保田正寿
	中央図書館管理課長	上岡高史
	体育課長	地引静雄
	青梅市民センター所長	栗原博
	長淵市民センター所長	福田政倫
	大門市民センター所長	加藤研
	梅郷市民センター所長	高橋昇
	沢井市民センター所長	市川芳幸
	小曾木市民センター所長	栗原秀二
	成木市民センター所長	池田英喜
	新町市民センター所長	中倉伸明
東青梅市民センター所長	大場護勝	
河辺市民センター所長	大谷宣雄	
今井市民センター所長	英光一	

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	太田進也

### 日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 こんにちは。それでは、会議を始めたいと思います。

本日の定例会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、平成 19 年度第 9 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

### 日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、小野委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、7 月 5 日の第 5 回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第 5 回定例会の会議録についてはご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第 6 回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

### 日程第3 報告事項

#### (1)委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、市内の小・中学校の運動会が開催されて、各委員、ご覧になられたことと思います。この件について、各委員から一言ずつお話をいただきたいと思います。

【委員】 第六小学校ですが、あいにく予定しておりました日曜日が雨天でございまして、次の月曜日に行われました。午前中、参加いたしましたが、やはり天候があまりよくなくて、午前中は霧雨が降ったりやんだりの中の運動会でしたが、子どもたちは元気に走り回っておりました。大変いい運動会であったかと思えます。

【委員】 私は、先々週の土曜日、9 月 22 日に第一中学校の運動会に行きまいりました。特に感じましたのは、全員によるマスゲームがございました。これは相当練習されたように見受けられまして、大変学習の成果が見事に発揮され、すばらしいと思ひまして、私は校長先生にその旨を伝えてまいりました。

それから、その日は大変暑く、30 度を超えていたかと思ひます。子どもたちはその暑さの中で一生懸命やっておりましたけれども、私は心の中で、これからの人生、こういうふうにごく暑い日もあるし、寒い日もあるし、雨の日もあるだろう、それぞれの場面で自分の力を発揮して

いただきたい、このようなことを心に思いながら拝見をしておりました。

【委員】 9月22日(土)に第六中学校に行きました。第六中学校は、学校訪問で伺ったときにも感じたことですが、生徒数が少なく、一人一人が非常に目立つといいでしょうか、多くの教職員の目が行き届くといったことがあるため、非常にしっかりした子どもたちだなと思っておりまして、体育大会を拝見しまして、なお一層そういうところが発揮されているなと感じました。一人一人が非常にしっかりしているところを見させていただきました。少人数で、いろいろな種目をこなしますから生徒たちの動きが忙しいんですね。そういうところでもテキパキとやっていたことが印象的でした。

それから、昨日、第二小学校と第四小学校の雨で延期になっていた運動会に行きました。昨日の天気でしたので、二小は30分遅れで開会式をやった後パラパラとききました。そんなこともありましたが、二小はたくさんの児童数を抱えていますから、その準備等についてどんな動きになるのかなと見ていましたら、非常に整然と出来ておりました。多くの児童の行動が行き届いているといいでしょうか、指導が行き届いているということを見せていただきました。

四小の方は、二小から比べると少人数ですが、各学年の種目に特色を発揮していたなと感じました。

いずれにしても、小学生の運動会というのは、1年生から6年生までいるので、その上級生の心遣いというのが随所に見られたような感じで、大変勉強になりました。

【委員長】 私は9月22日(土)新町中学校にまいりました。大変気温の高い日で、朝8時30分の時点でもう30度近いのではないかと思われるほどの大変な暑い日でした。来賓あいさつで、とにかく暑さを吹き飛ばせるようにみんなの熱気で頑張ってくださいというようなことを申し上げました。自主的なそれぞれの係に対する活動もよくやっておられました。

第一小学校と第三小学校は延期になって、10月2日にまいりました。一小は来賓として市長がお見えになったので、市長のごあいさつがあって開会式がとり行われました。一小は父兄の方の協力が多大であったと印象に残っております。三小におきましては、1年生を6年生がとてもやさしく誘導しておりました。1年生の背中に手を当てて誘導しているところがとてもすばらしく、先生のご指導がよかったなと。そういうところまで対応していただき、大変ありがたいなと思いました。以上です。

もう一つ、私だけが参加ということになりましたが、社会教育委員ブロック研修会にまいりました。9月29日(土)に明星大学で行われまして、青梅市が担当地区ということでしたので、社会教育委員、関係者にとっては大変だったことと思います。事例発表が2件ありました。新緑祭についてと、それからふれあい綱引き大会について、スライドやビデオを見ながらの説明がとてもよかったなと思いました。このように青梅からの発信がほかの地域に広がることで、また学ぶことがある研修会であったと思います。

以上で、委員長報告は終了いたします。

## (2)教育長報告

### 1 議会報告

【委員長】 次に、教育長報告に移ります。報告事項1、議会報告について、説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 それでは、議会報告させていただきます。報告資料の1をご覧いただきたいと思います。平成19年第4回青梅市議会定例会(その1)を報告させていただきたいと存じます。

この定例会の会期は、平成19年9月1日(土)から昨日10月3日(水)までの33日間ございました。きょうの報告につきましては、9月21日の本会議までの内容を報告させていただきたいと思います。

まず、9月1日の本会議でございますが、議案17件、認定10件および陳情3件の審議が行われまして、即決案件のうち議案6件、認定2件につきましては原案どおり可決されてございます。そして、委員会付託案件は議案11件、認定8件および陳情3件でございます。なお、10月3日、昨日の最終日でございますけれども、青梅市教育委員の任命につきまして議案審議がとり行われたところでございます。原案どおり、現企画部長の畑中茂雄氏が選任されたことを報告させていただきたいと思います。

次に一般質問でございますが、9月3日から4日の2日間で、全体で16人の委員から質問をいただいたところでございます。

まず1ページ目になりますが、初めに学校教育部関連につきまして、主な内容を報告させていただきたいと存じます。

こぶな議員から、いじめ問題に対する取り組みについて、いじめの発生状況、いじめの態様や発見について、教育相談所へのいじめ相談のメール、電話相談についてなど、全体で8項目にわたり質問をいただいたところでございます。教育長から、いじめの発生状況は、小学校で49件、中学校で39件発生した。この88件のうち78件については解決している。いじめの態様では、冷やかしやからかい、仲間外れや無視、軽くたたくといったものが多い。また、発見のきっかけについては、教職員、特に担任が発見するケースが多い。メール相談は4件、いじめを主訴とした緊急電話相談はなかったと答弁するほか、記載のとおり答弁をさせていただいたところでございます。

次に、2回目の質問でございます。いじめの実態を隠ぺいした場合についての質疑がございました。教育長から、学校はいじめ問題に対して真しに対応している。教員の任命権者である東京都は、いじめに加担したり、いじめを助長させたりする教員に対して厳しく対処する方針を打ち出している。当市においても同様の考えであると答弁したところでございます。

次に、2ページになりますが、相川議員から、学校給食の自校式への転換は、より柔軟な対応で進めよとの観点から、まず第二小学校の調理方式について、および早期に自校式への転換を図るため、後期長期計画では自校式への転換について一歩進んだ柔軟な考え方を位置づけておくべ

きではないかとの質問がございました。教育長から、青梅市立学校施設のあり方検討委員会で、学校給食の調理方式を検討している。この検討結果を第二小学校の基本計画に反映させる。また、校舎等の耐震補強工事や老朽化した学校施設・設備の改修などを優先的に取り組むことが必要であり、現状では財政状況を勘案すると、これらの工事と同時に行うことは困難であると答弁させていただいたところでございます。

次に、2回目の質問でございますが、青梅市立学校施設のあり方検討委員会の委員構成や今後の検討スケジュールについて質問がございました。教育長から、検討委員会の構成は、小・中学校校長それぞれ2名、企画部企画調整課長以下、記載のとおり全体で16名をもって組織している。また、今後の検討スケジュールは、これまでに2回開催した。今後は学校施設についての意見交換、検討項目案について、さらにはこれまで検討してきた内容の中間のまとめや報告案の検討をし、12月には教育長へ最終報告書を提出すると答弁したところでございます。

次に、3回目の質問でございますが、学校施設のあり方について、行政だけの指導でコンクリートさせていかないで、幅広く利用者、当事者および地域の声を聞くべきだとの質問がございました。教育長から、平成19年第1回市議会の一般質問で、保護者、地域の皆様、あるいは学校の意見等も踏まえながら検討を進めていくと答弁したところでございます。なお市長からは、学校給食の自校式については、基本的に教育長がお答えしたのと同じ、市の全校にかかわる問題であり、しっかり議論した上で対応すると答弁させていただいたところでございます。

次に、4ページでございますが、藤野議員から平和事業について質問いただきました。教育長から、小・中学校における平和に関する教育は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、関連する教科において行うほか、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における心の教育、国際理解教育とも関連を図りながら推進している。今後とも、教科・領域での横断的な取り組みを通じて実施していくと答弁をさせていただいたところでございます。

次に、野島議員からですが、教育行政について、「児童・生徒の学力の向上を図るための調査」結果について4項目、また夏休み期間の児童・生徒の生活習慣に関する啓発について、さらに「ハートフルTAMA」の3項目につきまして、記載のとおり質問をいただいたところでございます。なお、この「ハートフルTAMA」でございますけれども、東京都多摩教育事務所が子どもの健やかな成長を促すため、東京都の「心の東京革命」行動プラン、および東京都教育委員会の施策である「心の東京革命」教育推進プランとの関連を図った事業で、平成13年度より毎年開催されている内容でございます。

答弁内容でございますが、教育長からまずアで、調査の結果について、小・中学校とも教科等を総合した正答率が目標正答率を超えており、おおむね良好な結果であった。さらに、小学校および中学校のそれぞれの結果は、記載のとおり答弁してございます。

次に、イおよびウでございますけれども、小・中学生ともに朝食をとることや身の回りのことを自分でしようとする意識は比較的高い。「根気強さ」「ボランティア活動」についての意識はあまり高くない。東京都の結果では、「学習が楽しい」と回答した児童・生徒は、「楽しくない」と

回答した児童・生徒に比べ、教科等の平均正答率が高い傾向にある。記載された結果等については、本市も同様の結果となっていると答弁しております。

次に、エの今後の対応でございますが、青梅市学力向上推進委員会や指導主事の取り組み、学力向上推進モデル校による実践的な研究、さらには小学校への学習支援員の派遣等を行っており、これらの取り組みの一層の充実を図り、引き続き学力の向上に努めると答弁するほか、記載のとおり答弁させていただいたところでございます。

次に、2番の夏休み期間中の生活習慣に関する啓発につきましては、教育委員会などにより「夏休みのしおり」を作成し、啓発等を行っている。

次に、3番でございますが、イの青梅市における不登校児童・生徒の状況については、小・中学校の推移として、小学校は平成16年33名(出現率0.39%)、17年32名(0.38%)、18年41名(0.50%)で、18年に増加している。中学校は平成16年138名(3.43%)、17年124名(3.12%)、18年119名(3.02%)で、減少傾向にある。また、今後の対策については、不登校児童・生徒への電話連絡や家庭訪問などにより、継続的・組織的な指導を行っていく。さらに、学校の不登校生徒対策や教育委員会の取り組みについて、記載のとおり答弁したほか、今後も学校、保護者、関係機関との連携を図りながら、指導の充実に継続して取り組むと答弁させていただいたところでございます。

次に、恐縮でございますが、12ページをご覧いただきたいと存じます。補正予算審査特別委員会でございますが、9月11日に開催されてございます。そのうち、学校教育部関連では、藤野委員から、まず総務課関連でございますが、スクールガードリーダーの内容および報償金の補正額38万4,000円について質問がございました。スクールガードリーダーとは、学校安全ボランティアを養成したり、学校安全ボランティアの巡回活動に同行し効果的な地域巡回のあり方について指導・助言をすることを役割として、また報償金では巡回活動への同行が1校10回の予定が18回になったことによる増額だと答弁してございます。

次に施設課関連では、特別支援学級施設整備工事費の内容について質問がございまして、この工事は普通教室等を特別支援学級の職員室および個別指導教室に変更するための工事で、間仕切りや黒板の新設、電灯コンセント・弱電設備、空調機用電源、非常用インターホン設置などと答弁してございます。

また、教育指導担当関連では、経費を当初予算に計上しなかった理由や保護者等への周知等について質問があり、補正予算への計上は、平成19年3月に策定された「青梅市特別支援教育実施計画」に基づき、4月から順次検討してきたことによる計上であることや、周知方法は、校長会、副校長会等にて報告し、各学校で必要に応じて保護者に伝えていくなど、記載のとおり答弁しております。

次に、本会議が9月21日に開催されまして、委員会付託になっております議案6件の審査報告があり、すべての案件が原案どおり可決されたところでございます。

【委員長】 続いて社会教育部長お願いいたします。

【社会教育部長】 かわりまして、社会教育関係の一般質問に関しましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、同じ報告資料1の7ページにお戻りをいただきたいと思います。こちらから社会教育関係の質問並びに答弁が記載してございます。

今回、社会教育部に関します一般質問は4人の議員からございました。なお、今回の答弁につきましては、すべて市長が答弁をいたした内容となっておりますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

まず、相川議員でございますが、1回目として、市民センター老朽化に伴う改築の際に、子育て支援専用のスペースを確保する考えについて質問がございまして、具体的な市民センターの建て替え予定はない、建て替えを計画する場合は現状把握と地域住民の意向を十分に反映させるとの答弁をいたしました。2回目の、児童館建設ができなければ市民センターに子育て専用のスペースの設置の考えについての質問には、市民センターには子育て専用部分を増築しないで、既存の施設の活用を図り、そのときどきの需要にこたえていきたいと答弁したところであります。

次に、ひだ議員でございますが、1回目としまして、市民センター改革を実施する中での市民センター職員の仕事に対する認識の徹底や意識改革について質問がございまして、市民センター改革の実現には、組織やシステムの見直しだけではなく、従事する職員の資質が重要である、今後も待遇研修やあいさつ運動を通して積極的に取り組んでいきたいと答弁をいたしました。2回目の、東京都公民館連絡協議会の再加入の考え方についての質問には、8ページになりますが、中身をチェックし、有益であれば対応したいと答弁し、3回目の市民センター改革による各センターの運営委員会廃止後の対応についての質問については、運営委員会にかわるものを設けることで対応したいとの答弁をいたしました。

次に、結城議員でございますが、青梅マラソン大会、奥多摩深谷駅伝競走大会の記念館建設の考え方と、これまでの資料収集状況について質問がございまして、記念館建設は現状では困難と考えている、大会に関する資料はポスター、写真および記録集などを収集し、総合体育館ホールで展示をしている、今後も収集に努めていくと答弁したところでございます。

次に、小山議員からは、ウォーキングの普及とこれまでの施策、および今後の市長の取り組みに対する考え方の質問がございまして、青梅市の健康増進計画やスポーツ振興計画で有酸素運動の普及と啓発を取り上げているとともに、糖尿病予防講習やウォーキングフェスタ等の実施、ウォーキングマップやミニマップの作成をし、市民に提供している。今後は、ウォーキングは手軽にできる健康づくりの運動であることから、ハード・ソフトの両面から検討していくと答弁したところでございます。

以上が、社会教育部の一般質問の報告でございます。

続きまして、9ページをご覧くださいと思います。9月6日に開催されました総務文教委員会のご報告をさせていただきます。

まず、議案第64号でございますが、この議案につきましては、市長部局から提案のありまし

た物品の買い入れでございまして、内容は本年3月議会でも審査をいただきました(仮称)青梅市新中央図書館の図書購入にかかわる案件でございまして、社会教育部に関します質疑がお1人の委員からございました。主な質疑でございますが、青木委員から、3月の議会と今回の議会では予定の5万冊にならないが、今後議案として出てくるのか、また5万冊を一括して購入した方が有利ではないかと、2項目の質疑がございまして、それぞれ記載してありますとおり答弁をさせていただいたところでございます。

そのほか、契約関係の質疑がございまして、最終的には、採決の結果、全員の賛成によりまして原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第19第8号 青梅スタジアム野球場の使用法の改善を求める陳情についてでございますが、3人の方から質疑がございました。

質疑の主な内容でございますが、青木委員からは、おとなの硬式野球チームの数について、青梅スタジアムの稼働率について、10ページになりますが、硬式野球ができる枠を設けることについて、3項目にわたりまして質疑がございました。小山委員からは、民間施設の活用とジュニア育成について、荒井委員からは青梅スタジアムの夜間照明設備設置による枠数の拡大について、それぞれ質疑がございまして、記載してありますとおり答弁をしたところでございます。

次に青木委員から、限られたスポーツ施設を一層有効活用するために、利用施設の制限を受けるスポーツについては配慮できる仕組みづくりの検討をお願いし、本陳情は趣旨採択とすべきであるとの意見が出され、この意見にもとづきまして、採決した結果、全員の賛成によりまして、その趣旨を採択すべきものと決した次第でございます。

次に、11ページになりますが、陳情第19第9号 青梅市に早急にサッカー場を中心としたスポーツ施設建設を求める陳情でございますが、3人の方から質疑がございました。

主な質疑の内容でございますが、小山委員からは、都道府県フットボールセンター整備助成事業の助成金の額について、教育委員会としてスポーツ施設建設に対する考え方について、2項目の質疑がございました。荒井委員からは、東京都に働きかけ、青梅市に競技場を設置してはどうか、青木委員からは、市内でサッカーのできる場所と登録団体について、それぞれ質疑がございまして、記載してありますとおり答弁をしたところでございます。

次に青木委員から、11ページから12ページにかけまして、スポーツ施設の建設は難しい現状であるが、次期のスポーツ振興計画策定の際に十分検討されたい、また教育委員会には今後ともスポーツ振興に尽力されるようお願いして、本陳情は趣旨採択とすべきであるとの意見が出されました。この意見にもとづきまして、採決した結果、全員の賛成によりまして、この趣旨を採択すべきであると決した次第であります。

以上が、総務文教委員会の報告でございます。

**【委員長】** 何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

## 2 青梅市小・中学校一貫教育検討委員会設置要項について(教育指導担当)

【委員長】 続きまして、報告事項2、青梅市小・中学校一貫教育検討委員会設置要項について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、青梅市小・中学校一貫教育検討委員会設置要項についてご報告をいたします。

青梅市推進プランの中にございます「みずから学び、みずから考える力を育成する」の中の小・中学校の連携の推進、この部分にもとづきまして、ただいま申し上げました小・中一貫教育の検討委員会の設置要項を以下のように決定させていただきました。

1番の設置につきましては、青梅市立学校における小・中学校一貫教育について検討するため、青梅市小・中学校一貫教育検討委員会を設置する、とございます。

所掌事項につきましては、(1)から(3)までございます。委員会は、教育長の指示にもとづき、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を報告するものとする。

(1)小・中学校一貫教育の基本的な事項に関すること。

(2)青梅市立学校において小・中学校一貫教育を行うにあたっての課題およびその解決のための方策に関すること。

(3)その他、小・中学校一貫教育に関すること。

としてございます。

組織につきましては、そちらに記載させていただいた(1)から(8)で編成をしております。

4番の委員長および副委員長につきましては、委員長には学校教育部長、副委員長には指導室長としまして、会を進めさせていただいているところでございます。

現在、この要項にもとづきまして検討委員会を3回開催してございます。この先、まだ続くところですが、現在の段階では一貫教育の目的は何かというところに立ち返って検討を進めているところでございます。学力の向上はもちろん、継続的な生活指導の実施、中一ギャップなどといわれるような心理的な不安の軽減、このあたりについてもこの目的の中に盛り込んでいけるような形で考えていきたいと思っております。

【委員長】 ただいまの説明に、何かご質問、ご意見ございますか。

【委員】 小・中の一貫教育は、全市的といいますか、すべての小・中学校を対象として考えているのか、あるいは特定の小・中学校を想定してお考えになっているのでしょうか。

【教育指導担当主幹】 青梅市すべての学校を対象にして検討を進めてございます。青梅市として、小・中一貫教育をどうとらえていったらいいのかという根本の部分を検討しているところですが、すべての学校においてどのように進めていくかということで検討しております。

この検討委員会のまとめですが、10月を目途に一度まとめをさせていただきたいと思っております。10月にまとめまして、年度末、3月までの間に、次年度以降どのようなスケジュールで順次進めていくかということを検討してまいりたいと思っております。

【委員長】 ほかの委員はいかがですか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

### 3 青梅市学校給食費徴収金口座振替手数料交付金交付要綱および学校給食費徴収金口座振替手数料取扱要領の一部改正について(学校給食センター)

【委員長】 続きまして報告事項3、青梅市学校給食費徴収金口座振替手数料交付金交付要綱および学校給食費徴収金口座振替手数料取扱要領の一部改正について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 報告資料3にもとづきまして、青梅市学校給食費徴収金口座振替手数料交付金交付要綱および学校給食費徴収金口座振替手数料取扱要領の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、1の改正点でございますが、郵政民営化法等の施行に伴いまして、所要の規定の整備を行うため、本要綱等の一部を改正するものであります。

次に、2の改正の内容でございますが、次のページに要綱等の新旧対照表が添付されておりますので、この表によりご説明をさせていただきたいと存じます。

右側の現行欄の網かけ部分で記載した部分の「郵便局」を、左の改正の欄で記載した下線部分にありますように、「株式会社ゆうちょ銀行」に改めるものであります。

また、次のページをお開きいただきたいと思います。これについても、先ほどご説明をさせていただいたのと同様に、網かけ部分の「郵便局」を、下線でお示ししている「株式会社ゆうちょ銀行」にそれぞれ改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成19年10月1日から適用させていただくものであります。

報告事項3につきましては、以上でございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

### 4 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について(体育課)

【委員長】 続きまして、報告事項4、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について、説明をお願いいたします。

【体育課長】 報告資料4をお目通しいただきたいと思います。答申書の写しを添付させていただいております。

諮問した内容については、そのとおり認めていただきました。

なお、諮問書に記載がございませんでしたが、一番最後の2行、「なお、青梅市スポーツ賞の団体については、監督およびコーチについても表彰対象としているため、再確認されたい」という意見がありまして、調査した結果、1名だけ回答がございまして、スポーツ賞団体のバドミントン青梅ジュニアAの松村さんが監督として参加しているということです。なお、松村さんにつきましては、個人でも表彰の対象となっておりますので、人員の増減はございません。

なお、この援助等に関しまして、表彰は10月8日の体育の日に予定しております。委員の方におかれましては、表彰式でご出席いただきごあいさつ、またメダルの授与等をお願いすること

になっております。ぜひよろしくお願いいいたします。また詳細につきましては、別途ご案内申し上げます。

【委員長】 それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

## 5 諸報告

### (1) 委員会等会議録

ア 社会教育委員会議会会議録(社会教育課)

イ 青梅市民会館運営審議会会議録(青梅市民センター)

### (2) 事業等実施予定

ア 青梅子ども読書活動推進事業講演会について(中央図書館管理課)

イ 第17回西多摩地域広域行政圏体育大会の実施について(体育課)

### (3) 事業等実施結果

ア 教育委員会後援名義使用承認結果について

イ 平成19年度市営プールの開場結果について(体育課、梅郷、沢井)

【委員長】 続きまして報告事項5、これは諸報告ですが、あらかじめ各委員、事前に目を通してありますので、何かご質問、ご意見等ございますか。

私からお尋ねさせていただきます。体育課の第17回西多摩地域広域行政圏体育大会についてのプログラムをいただいておりますが、これにつきまして私ども委員は応援に伺った方がよろしいでしょうか。

【体育課長】 第17回西多摩地域広域行政圏体育大会が10月21日に開催されます。その件に関しまして、総合開会式ならびに前夜祭として、10月17日(水)午後6時半から青梅市福祉センター「ふようの間」で行うことになっております。その席上に、委員、関係者一同、ご出席いただくような形でご案内をさせていただくような形で検討しております。ご案内状がいつていると思いますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

今回、主管が第1ブロックと申しまして、青梅市・奥多摩町で主管することになっております。青梅市の会場でやるスポーツ競技が多くなっておりますので、ぜひご都合がございましたら、それぞれの会場の方にお越しいただき、ご声援をいただければと思います。よろしくお願いいいたします。

【委員長】 それでは、今お話がありましたように、都合を見て、それぞれの場所になるべく行って応援をしたいと思います。

【委員】 社会教育委員会議の協議事項で、家庭教育スローガンの制定について、難しい問題であったが何とかまとめることができたと書いてあります。まだ詳細はこれからと書いてありますけれども、大体どんな内容でまとまりましたか。

【社会教育課長】 家庭教育のスローガンでございますが、大筋ではまとまっておりますが、次回の教育委員会での報告させていただこうと考えております。大筋について報告させていただきます。

この家庭教育スローガンにつきましては、部会を設けまして4回ほど検討会議をしていただきまして、タイトルが「我が家を心のオアシスに」ということにさせていただきました。サブタイトルは「見直してみませんか、我が家の暮らし」ということで、それぞれ5項目につきまして、家庭に呼びかける内容でございます。これにつきましては、ポスターとチラシでそれぞれ呼びかけを行おうというようなことで、その辺の調整がまだ細かい部分が出ていないものですから、次回にまとまった内容を提出させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【委員長】 よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

【委員長】 その他2件報告があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 資料はございませんけれども、口頭で申し上げます。

本年1月11日の教育委員会で、委員から図書館の「ヤングアダルトコーナー」の名前の表示がなじみにくいのではないかというお話しがありましたので、検討させていただきました。内部で検討しまして、他の図書館あるいは調査などを踏まえまして、名前を「ティーンズコーナー」ということで表示させていただくということになりました。調査では、ヤングアダルトコーナーが一番多く、そのほかにヤングコーナー、青少年コーナー、ジュニアコーナー、中学生・高校生コーナー等とありました。ヤングアダルトコーナーが一番多く、その次にティーンズコーナーというのが多いという調査結果でございました。

【委員長】 もう一つの報告を、体育課長お願いします。

【体育課長】 お手元に写真があると思いますが、台風9号の影響によります多摩川増水時の市民球技場の状況ということで、これが全景で、裏の方に施設ごとの状況の写真を撮っていただいております。台風の影響によります多摩川の増水で、市民球技場におきますテニスコート、野球場、サッカー場が冠水いたしました。最大で1メートル、最小でも60センチ。少年野球場のところから東に向かって若干下がっておりますので、少年野球場だけは冠水いたしませんでした。いずれにいたしましても、現在、復旧に向け修繕工事をしているところですが、ほかにも植木の一部流出、それから簡易トイレの2基が流出したということで、現在どこにあるのかまだわかっておりません。

それから、市民への周知におきましては、7日の夕方までに青梅市のホームページに、写真をつけて状況等の報告をしたのと、それから各市民体育館、市民センターの方をお願いしたり、各施設の窓口の方に、現在、市民球技場は使えませんというふうな状況を張り紙で掲示をさせていただいているところでございます。

なお、復旧の目途でございますが、10月21日に広域行政圏体育大会を控えておりますので、それまでには修繕を終え、一般開放も含めて対応していきたいというふうに思っております。

【委員長】 大変な被害があったということですが、何か委員からご意見がありましたらお願いします。

私からお伺いしますが、このような多くの場所にこれだけの被害があったということは、過去

においてはなかったのでしょうか。今回が初めてですか。

【体育課長】平成2年か3年のときに、市民球技場が、浸水したことがありまして、それが結構浸食されまして、その後、平成4年、5年にかけて、現在の堤防のようなえん堤ができたということです。あれは大変お金がかかっておりまして、頑丈だということで、今回も本流は球技場までは入ってこなかったのですが、いわゆる増水した関係の水が流れてきたという形ですので、本来的な本流というものがなかったということで、砂利とか大きな流木は多少ありましたけれども、大きな流れの破壊というものには至らなかったということです。逆に青梅市ではございませんが、ご存じかとは思いますが、福生市の方では中央南公園のえん堤が壊されまして、ほとんど使えない状態です。羽村市におきましては、大きな砂利が入ってきたり、そういうようなところがありました。青梅市は、災難だったわけですが、壊滅的な影響はなく、砂状態の汚泥がたまっているということで、テニスコートがほとんど使えない状態でありましたけれども、最大10センチぐらい積もっていたという状況です。現在、友田の方も調査中でありまして、友田につきましては今後ははっきりした時点で、また報告させていただきたいというふうに思います。

【委員長】 それでは、大会に向けてどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項は以上で終了いたします。

#### 日程第4 協議事項

##### 1 成木地区学校教育在り方懇談会設置要綱の制定について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。

成木地区学校教育在り方懇談会設置要綱の制定について、説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、成木地区学校教育在り方懇談会設置要綱の制定について、ご説明を申し上げます。協議資料1をご覧くださいと思います。

まず、要綱の制定の理由でございます。成木地区学校教育のあり方につきまして、成木地区教育等関係者と青梅市教育委員会事務局が協議・検討を行い、成木小学校および第七中学校の魅力ある教育環境の実現に寄与することを目的として、当懇談会を設置することにいたします。

制定の内容でございます。所掌事項といたしまして、懇談会は次の各号に掲げる事項について協議・検討を行うとしております。ア、イ、ウ、エと4点ございますが、アにつきましては小・中一貫教育に関する事。これは先ほど要綱のご説明もありましたけれども、小・中一貫教育のあり方の検討の行方も視野に入れながら、成木地区でどのような形の一貫教育がふさわしいかということもあわせて検討していくところでございます。イの小規模特別認定校制度に関する事。ウ、通学バスの運営方法に関する事。エ、その他必要と認める事項について。この4点について検討をするものでございます。

組織でございます。(ア)から(エ)まで定めてございます。地元自治会の代表者3人、成木地区教育環境等研究会の代表者3人、成木小学校および第七中学校のPTAの代表4人、それから青梅市教育委員会事務局の職員3人、成木小学校および第七中学校の校長2人、成木保育園の

園長1人、以上16人。要綱上は16人以内というふうに定めてございます。16人をもって組織をいたします。

その他委員会の運営に関して必要な事項を定めるとありますが、その中には例えば所掌事項に関して専門的な事項について調査研究を行うために部会を置くことができるとか、そういう部分を本要綱の中では定めております。

実施期日等につきましては、平成19年10月5日、本教育委員会でお認めいただければ、翌日から実施をいたしまして、教育長への最終検討結果の報告のあった翌日をもって廃止するという形で考えてございます。

この成木地区学校教育のあり方につきましては、昨年協議会の方で方向性については一たんご説明をさせていただいて、ご了解をいただいておりますが、その後、成木の地元の方々との調整をさせていただいて、おおむね方向性が同意できましたので、今回、要綱制定として、協議事項として挙げさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ご質問、ご意見等ありましたらどうぞ。

【委員】 報告資料2にありました青梅市の小・中学校の一貫教育の検討委員会、ここでは一貫校の目的など一般的なことを検討されていくんだろうと思います。その中の一つ、成木地区ではどうするかということの、その部分の検討だろうと思いますが、どうぞ整合性を保ちながら、連絡をとりながら、両方で全く違うものが出てきますと対応に困りますので、よろしく連絡を密にさせていただきたいと思います。

【総務課長】 委員ご指摘のとおり、まず先ほどの報告事項につきましては、本筋の青梅市の一貫教育はどのようなものかということですので、そこは外さないようにしてまいります。それを成木地区におおして、成木地区としてどういう展開ができるかという具体的なものを考えていきたいと思います。また、教育委員会事務局委員の中に指導室長も含まれておりますので、そのところはよく連携をとりながら対応していきたいというふうに考えております。

【委員】 組織の中の(イ)成木地区教育環境等研究会というのが入っています。これは成木地区の学校環境のあり方について先行的に研究を行ってきた会議ですか。どんな性格の会議か教えていただけたらと思います。

【総務課長】 まず、この組織は、今の名前の前に改称が二度ほどありまして、一番最初は成木の学校の統合の際に、いわゆる地元での検討、行政との窓口という形でいろいろ活動していただいております。成木地区教育環境改善委員会というものが、成木の統合に際しての活動をいただいていた、その後、地元からの要望事項とか、行政との交渉の窓口になって活動していただきました。それが、ここで10年たったということで、新たに成木地区教育環境等研究会という形に改組いたしまして、地元の支会の代表の方々なども含めまして、地元の窓口という形になっていただいている、そちらの方と成木地区のそれぞれの住民、あるいは保護者の方々の要望等、お気持ち等を代弁していただく中で、こちらの行政に対しての窓口という形になっていただいている、両方で成

木の教育について検討していきましようという形の団体でございます。

【委員】 よくわかりました。成木地区の経緯もよくご存じの方が加わるということを理解できました。

【委員】 所掌事項のイ、小規模特別認定校に認定されますと、どのような違いが出てくるのでしょうか。

【総務課長】 これは青梅市の教育委員会が要綱で定めればできるものでございます。特に文部科学省や東京都、そういう認定が必要なものではございませんで、いわゆる就学校指定制度の学校選択制の一つという形になります。その地区を指定したことによりまして、例えば成木の地区からは外に出られません、青梅市全域から成木の小学校に通うことができると。いわゆる成木の小学校、あるいは中学校に対して、特色ある教育をしている、その教育方針に賛同いただいて、親御さんが責任を持って通わせることができれば、今まで青梅市の場合は就学指定校制度を使っておりますけれども、その特例として他地域からも成木の小学校に通っていただける。中学校にも通っていただける。そういう制度でございます。

大変申しわけございません。1点、組織について訂正をさせていただきたいと思えます。

(エ)の青梅市教育委員会事務局の職員3人とありますが、そこを4人と改めさせていただきます。3人というのは、当初、学校教育部長、総務課長、指導室長という形で想定をしてございました。19年4月から指導担当主幹がいらっしゃいますので、当然、教育内容、カリキュラムの問題等は主幹の方の所掌事項になりますので、大変申しわけございませんが、4人に改めさせていただきます。したがって、アのところで、「委嘱または任命する委員16人」とありますが、それを「17人」と変更させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【委員長】 2カ所の訂正ということになりますので、よろしく願いいたします。

【委員】 一つ要望があります。成木地区学校教育在り方懇談会には、成木小学校、そして第七中学校の校長2人が加わりますね。そういった場合、先ほどの報告事項の中にあつた小・中学校一貫教育検討委員会には、私の私的な考え方ですけれども、要望として、できれば広い視野から一貫教育を検討されるわけですから、他の方のほうがいいのかなという思いがしましたので、要望として出しておきます。

【教育指導担当主幹】 先ほど報告させていただきました小・中学校一貫教育検討委員会の方には、現在、第三小学校の校長、新町中学校の校長、新町小学校の副校長、第七中学校の副校長、学校の規模もさまざま地域も分かれている方に今ご協力をいただいているところです。

【委員】 わかりました。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

成木地区学校教育在り方懇談会設置要綱の制定について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、成木地区学校教育在り方懇談会設置要綱の制定につ

いて、は承認されました。

## 2 青梅市図書館条例の一部改正について(中央図書館管理課)

【委員長】 続きまして協議事項2を議題といたします。

青梅市図書館条例の一部改正について、説明を願います。

【中央図書館管理課長】 協議資料2をご覧ください。

青梅市図書館条例の一部改正につきましては、改正内容を要約しました条例要綱により説明させていただきます。

この条例につきましては、概略を去る8月2日の第6回委員会で若干触れさせていただきましただけども、今回は青梅市図書館条例の一部改正について説明させていただきます。

まず1の改正の理由ですけれども、新たな中央図書館の設置等に伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2の改正の内容ですけれども、まず新たな中央図書館の設置と旧図書館の名称の変更であります。ここに示しました、現行、青梅市仲町268番地の9にあります中央図書館、それを改正後の欄の上段に記載のとおり、河辺町10丁目8番地の1に移転します。そしてその下段、現中央図書館は青梅市青梅図書館と名称を変更しまして、地域の図書館になります。

(2)利用時間の改正であります。現行、午前9時から午後5時までですけれども、これを改正後の欄のようにいたします。まず新中央図書館と新中央図書館以外の各図書館におきまして、中央図書館以外の各図書館は従来どおりの利用時間としまして、中央図書館については火曜日から土曜日は午前10時から午後8時まで、休日については午前10時から午後6時までといたします。月曜日は休館です。

中央図書館の利用時間ですけれども、現中央図書館の利用において、午前10時以前の利用が少ないこと、それから新中央図書館の規模・サービスを拡大しまして、開館前に必要なこと、そういうことから開館時間は午前10時ということです。閉館時間につきましては、河辺駅の利用者の夕方のピークが6時から7時ごろになるという実績などから、午後8時というふうにししました。また、日曜日、休日につきましては、他市の利用状況、利用実態などから、午後4時以降は減るということから、午後6時というふうの設定をさせていただきました。

(3)館内整理日および特別整理期間の改正ですけれども、館内整理日につきましては、その日が休日と重なる規定が未整備でしたので、ここで規定をいたしました。また、特別整理期間については、実施時期の流動性を考慮しまして、時期を固定せず年1回というふうにいたしました。

(4)新中央図書館に設置されます多目的室の使用および使用料についての新たな規定でございます。ア、イ、ウとそれぞれ使用申請・承認、使用料納付、使用料の減免等の規定を定めておりますけれども、その詳細につきましては、この後、規則でさらに定めることとしております。

(5)から(11)までは施設の使用承認などの規定ですけれども、この点につきましては現在、貸出施設を有する美術館、あるいは他の社会施設と同様の規定としております。

(7)のア、施設は、同一人が引き続き7日以上使用することはできないというのは、美術館と同じような規定とさせていただきます。

(12)につきましては、多目的室に限らず、図書館およびその敷地における販売行為等の原則禁止を定めておまして、この規定も美術館、他の施設と同様の規定の仕方でございます。

(13)につきましては、図書館運営協議会委員の選出条件および数を改めております。現行では7人で、学校長の職にある者と具体的に定めておりますけれども、改正後はこれを8人以内としまして、選出条件も広くしております。また、市民センター運営委員会を廃止することに伴いまして、広く市民の方々の意見を取り入れるということから、知識経験者を増員しまして、また学校教育関係についてもさらに広く意見を取り入れるということから、2名以内というふうにしております。

(14)図書館を本館と分館とし、組織を一元化してより効率的、効果的な図書館運営を図るということでございます。

3の施行期日ですけれども、この条例につきましては、中央図書館のオープンが予定されております3月1日から施行いたします。ただし、(14)の図書館を本館と分館に区分するという規定は、組織改正が行われます平成20年4月1日からとします。

恐縮ですが、裏面をお願いいたします。参考、別表第2(第6条関係)は多目的室の使用時間と使用料を記載しております。使用時間につきましては、図書館の利用時間内ということで、使用料につきましては最小単位が2時間で800円としております。これにつきましては、青梅市における受益者負担の考え方から検証した後、美術館や他の社会教育施設の金額との均衡を考えまして、このような金額としております。

新旧対照表をご覧ください。右側の現行の欄、第2条「図書館の名称および位置は、別表のとおりとする」を、3月1日では改正後の欄の「別表第1」ということで、最初に説明しました名称と位置だけを変更するというところでございます。そして4月1日で、現行の欄の網かけの第2条になりますので、それを改正後の第2条「図書館は、本館および分館とし、その名称および位置は、別表第1のとおりとする」というふうな規定の仕方といたします。

第3条につきましては、先ほどのとおり細かく規定をします。

2ページ目の改正後の欄の第6条から4ページ目の第14条までは、多目的室に関する規定でございます。

なお、この条例の議案の決定につきましては、市長の専任事項ということで、教育委員会の協議の後、市長部局の経営会議で議論されて最終的に決定をされまして、その決定を経て、議会の議案提出という流れとなりますので、申し添えさせていただきます。

以上、青梅市図書館条例の一部改正につきまして説明を終わります。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。

青梅市図書館条例の一部改正について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市図書館条例の一部改正については承認されました。

協議事項は以上です。

## 日程第5 議案審議

### 議案第13号 青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議に移ります。

議案第13号を議題といたします。

青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について、ご説明をお願いします。

【青梅市民センター所長】 議案第13号につきましてご説明申し上げます。

本件は、青梅市民会館条例第19条第3項第1号、学校長の職にある者から、新たに委員を任命しようとするものでございます。これまで吹上小学校長にお願いしてございましたが、先般、後任となります委員候補につきましては、第七小学校長にお願いすることにつきまして、小学校校長会からもご推薦をいただいております。

任期につきましては、平成20年11月17日までとなっております、退任に伴いまして残任期間をお願いしようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 それでは、これより採決いたします。

議案第13号 青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第13号、青梅市民会館運営審議会委員の委嘱については原案どおり可決されました。

【委員長】 続きまして、本日の日程では、次は青梅市教育委員会教育委員長選挙でございますが、ここで協議事項1件、議案1件が追加されるとのことです。

つきましては、本日の日程に協議事項3、青梅市教育委員会処務規則の一部改正について、および議案第14号 教育長の任命について、を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に協議事項3および議案第14号を追加し、議題といたします。

【委員長】 ただいま追加されました協議事項は、非公開が適当と思われる内容であること、また、議案は人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 13 条第 6 項および同条第 7 項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係者以外の職員の退席を求めます。

### **追加協議事項**

#### **3 青梅市教育委員会処務規則の一部改正について(総務課)**

～非公開～

### **追加議案審議**

#### **議案第 14 号 教育長の任命について**

～非公開～

【委員長】 次に、先ほど協議事項 3、青梅市教育委員会処務規則の一部改正について、が承認されましたので、この承認に伴い、議案 2 件が追加されるとのことであります。

【委員長】 つきましては、本日の日程に議案第 15 号、青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、および議案第 16 号、青梅市教育委員会職員の人事異動について、を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第 15 号、議案第 16 号を追加し、議題といたします。

【委員長】 ただいま追加されました議案 2 件は、それぞれ非公開が適当と思われる内容であること、また、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項および同条第 7 項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

### **追加議案審議**

#### **議案第 15 号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について**

～非公開～

#### **議案第 16 号 青梅市教育委員会職員の人事異動について**

～非公開～

## **日程第6 青梅市教育委員会委員長選挙**

【委員長】 続きまして、青梅市教育委員会委員長選挙を行います。委員長選挙について説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、ご説明申し上げます。

この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 2 項の規程により、委員長の任期が 1 年となっており、平成 19 年 11 月 1 日をもって任期が満了となります。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項および青梅市教育委員会会議規則第 6 条の規程にもとづき、青梅市教育委員会委員長選挙を行おうとするものでございます。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまから、青梅市教育委員会委員長の選挙を行います。

【委員長】 投票用紙を配付してください。

～投票用紙を配付～

【委員長】 投票用紙には投票しようとする者 1 名の氏名を記載して投票願います。

～投票～

【委員長】 全員の投票が終わりましたので、これより、開票いたします。

～開票～

【委員長】 開票の結果をご報告願います。

【学校教育部長】 それでは、開票の結果をご報告申し上げます。

投票総数 5 票、有効投票 5 票、有効投票中、買手屋仁委員 4 票、小野具彦委員 1 票。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまの開票結果のとおり、買手屋 仁委員が委員長に当選されました。

## **日程第7 青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙**

【委員長】 次に青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙を行います。委員長職務代理者選挙について説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、御説明申し上げます。

この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 4 項の規程により、青梅市教育委員会委員長職務代理者の指定をするため、青梅市教育委員会会議規則第 7 条の規程にもとづき、青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙を行おうとするものでございます。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまから、青梅市教育委員会委員長職務代理者の選挙を行います。

【委員長】 投票用紙を配付してください。

～投票用紙を配付～

【委員長】 投票用紙には投票しようとする者1名の氏名を記載して投票願います。

～投票～

【委員長】 全員の投票が終わりましたので、これより、開票いたします。

～開票～

【委員長】 開票の結果をご報告願います。

【学校教育部長】 開票の結果をご報告申し上げます。

投票総数5票、有効投票5票、有効投票中、小野具彦委員4票、松永勇委員1票。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございました。

ただいまの開票結果のとおり、小野具彦委員が委員長職務代理者に当選されました。

【委員長】 なお、委員長および委員長職務代理者の就任日は、11月2日となります。

これをもちまして、青梅市教育委員会委員長および委員長職務代理者の選挙を終わります。

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かございますか。

【委員長】 それでは、今後の日程について、総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程についてご説明申し上げます。次回の定例会でございますが、11月8日(木)午後1時30分から2階会議室で予定しております。

学校訪問の関係でございますが、10月11日(木)に第一小学校への学校訪問を予定しております。続いて10月18日(木)に第二中学校への学校訪問を予定しております。さらに翌週10月25日(木)に第二小学校への学校訪問の予定です。

続きまして、教育長の就退任の関係でございますが、10月12日(金)午後4時30分から教育センター3階研修室において小池教育長の退任式を予定しております。また、10月15日(月)午後1時30分から同会場で、畑中新教育長の就任式を予定しております。なお、委員長には、10月15日(月)に辞令交付をお願いしたいと思います。詳細については、後ほど調整してご連絡させていただきます。

#### **日程第8 委員長閉議および閉会宣言**

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後3時40分閉会

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員